



2008年9月17日 第2009-02号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 連鎖倒産防止のために1号指定事業者リストを公表

中小企業庁は、9月16日にセーフティーネット保証制度に基づいた、1号連鎖倒産防止指定事業者リストを公表した。

証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要になる。

セーフティーネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第4項)

指定1号連鎖倒産防止の適用について

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度。

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置。

### 1. 対象となる中小企業者

【対象中小企業者】

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

- 当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
- 当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者
- 

### 2. 保証料率

おおむね1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められている。

【1号連鎖倒産防止指定事業者リストは、別紙添付】

### 3. 保証限度額

(一般保証限度額) 普通保証 2億 円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人 保証 1,250万円 以内	+	(別枠保証限度額) 普通保証 2億 円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人 保証 1,250万円 以内
--	---	--

<お問い合わせ先>

[最寄りの信用保証協会](#)

中小企業庁金融課

電話：03(3501)1511(内線5271~5275)

### 4. 手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保

住宅・建設業などの倒産が増加しています。労働組合としても企業の資金繰りに対して警戒を行い、取引先の状況など情報収集をできるだけ行うようにしましょう。また、労使協議会などで財務状況について確認をしておきましょう。